

分科会の廃止について（提案）

東京大学地震研究所地震・火山噴火予知研究協議会規則（第8条）に基づいて設置されている地震分科会と火山分科会について、廃止を提案する。

1 廃止の理由

- ・ 地震分科会と火山分科会は、それぞれ、地震観測研究と火山噴火観測研究に関する固有の事項に関して効率的に協議するために設置されているが、ここ数年活動が行われていない。
- ・ 平成 26 年度に企画部に（研究）戦略室が新たに設置され、課題に応じて臨時に WG を設置する（例：次期研究計画検討 WG）など、上記固有の事項を含め、効率的な審議や課題の分野を横断した連携の推進などが行われるようになった。
- ・ したがって、分科会の役割について、戦略室の設置をもって、これら二つの分科会を発展的に廃止することが、任務の重複を避ける観点からも、合理的である。

2 廃止に伴って必要となる措置

- ・ 地震分科会と火山分科会は、東京大学地震研究所地震・火山噴火予知研究協議会規則において規定されていることから、当該規則等について、必要となる改定を行う。
- ・ 当該規則の改定に伴い、地震・火山噴火予知研究協議会内規（地震分科会）と地震・火山噴火予知研究協議会内規（火山分科会）を廃止する。

3 規則の改正（案）

- ・ 東京大学地震研究所地震・火山噴火予知研究協議会規則の改定(案)は、次ページ以降のとおり。

東京大学地震研究所地震・火山噴火予知研究協議会規則

平成18年5月1日制定
平成21年4月18日改定
平成22年4月17日改定
平成24年4月23日改定
平成26年5月15日改定
平成26年9月18日改定
平成27年12月24日改定
平成28年4月28日改定
平成29年4月〇〇日改定

(趣旨)

第1条 この規則は、東京大学地震研究所規則第10条2項の規定に基づき、地震・火山噴火予知研究協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について定める。

(目的)

第2条 協議会は、科学技術・学術審議会（測地学分科会）による建議等（以下「建議等」という。）に基づく地震及び火山噴火の観測研究に関して、関係機関の連携を緊密にして観測研究計画を協議し、もって研究の有効な推進を図ることを目的とする。

(任務)

第3条 前条に定める目的を達成するため、協議会は、関係機関の連携に関する次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 建議等に基づく地震・火山噴火観測研究に関わる研究計画
- (2) 建議等に基づく地震・火山噴火観測研究に関わる研究者交流
- (3) 外部評価委員会に対する評価の依頼
- (4) 建議等に基づく大学等の地震・火山噴火研究に関わる経費の概算要求事項と研究経費配分
- (5) その他、地震・火山噴火観測研究の推進に関わる事項

(構成)

第4条 協議会は、地震研究所長が次の各号に掲げる者を委員に委嘱することにより組織する。

- (1) 別表1に示す大学の地震・火山噴火関連部局・施設の長
但し、この項に該当する者であっても、以下の4号で委員となる者は除外する。
 - (2) 別表2に示す大学部局等の推薦を受けた者各1名
 - (3) 別表3に示す行政機関、国立研究開発法人等の推薦を受けた者各1名
 - (4) 第9.8条で定める企画部の部長、副部長及び戦略室長、第13.2条で定める予算委員会の委員長
 - (5) 学識経験者若干名
- 2 前項5号の委員は協議会で選出する。
 - 3 必要に応じて、オブザーバーの参加を認める。

(議長)

第5条 議長及び副議長は、委員の互選により決める。
2 議長に事故ある時は、副議長がその職務を代理する。

(任期)

第6条 第4条1項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
2 第4条1項の委員に交代や欠員が生じた場合、補欠による委員の任期は前任者の残任期間

とする。

(会議)

第7条 協議会は、必要に応じ、議長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

~~(分科会)~~

~~第8条 協議会の審議を効率的に行うため、協議会の下に地震分科会及び火山分科会を置く。
2 地震観測研究及び火山噴火観測研究に関する固有の事項に関しては、協議会の諮問に基づき、それぞれ地震分科会及び火山分科会で協議することができる。~~

~~3 分科会の主査及び構成員は協議会で選出する。~~

~~4 その他任務は、別に定める。~~

(企画部)

第9.8条 観測研究計画の企画立案及び観測研究計画の調整を行うため、協議会の下に企画部を置く。

2 企画部の構成員は協議会で決定し、地震研究所長が委嘱する。

3 その任務は、別に定める。

(計画推進部会)

第10.9条 地震・火山噴火観測研究計画を実施するため、協議会の下に計画推進部会を置く。

2 構成、部会長、副部会長及び構成員は協議会で決定する。

3 その任務は、別に定める。

(外部評価委員会)

第11.0条 協議会の活動の評価を行うため、外部評価委員会を置く。

2 その任務と構成は別に定める。

(大学等に固有の事項の審議)

第12.1条 以下に掲げる事項については、第4条の1号、2号、4号の委員のみにより審議する。

(予算委員会)

第13.2条 第3条第4項に記載の大学等の地震・火山噴火研究に関わる研究経費配分案を策定するため、協議会の下に予算委員会を置く。

2 委員長及び委員は協議会で決定する。

3 その任務は、別に定める。

(庶務)

第14.3条 協議会に関する事務は、東京大学地震研究所において処理する。

(補足)

第15.4条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、協議会の定めるところによる。

(改廃)

第16.5条 この規則の改廃は、協議会の議を経て行う。

附則

1 この規則は、平成18年5月1日から施行する。

2 東京大学地震研究所地震予知研究協議会規則（平成11年9月22日制定）及び東京大学

地震研究所火山噴火予知研究協議会規則（平成12年1月27日制定）は廃止する。

附則

この規則は、平成21年4月18日から施行する。

附則

この規則は、平成22年4月17日から施行する。

附則

この規則は、平成24年4月23日から施行する。

附則

この規則は、平成26年5月15日から施行する。

附則

この規則は、平成26年9月18日から施行する。

附則

この規則は、平成27年12月24日から施行する。

附則

この規則は、平成28年4月28日から施行する。

附則

この規則は、平成29年4月〇〇日から施行する。

別表 1

地震・火山噴火関連部局・施設
東京大学地震研究所
北海道大学大学院理学研究院附属地震火山研究観測センター
弘前大学大学院理工学研究科附属地震火山観測所
東北大学大学院理学研究科附属地震・噴火予知研究観測センター
東京大学地震研究所附属地震予知研究センター
東京大学地震研究所附属火山噴火予知研究センター
東京大学地震研究所附属地震火山噴火予知研究推進センター
東京大学地震研究所附属観測開発基盤センター
東京大学地震研究所附属地震火山情報センター
東京大学大学院理学系研究科附属地殻化学実験施設
東京工業大学火山流体研究センター草津白根火山観測所
名古屋大学大学院環境学研究科附属地震火山研究センター
京都大学防災研究所附属地震予知研究センター
京都大学防災研究所附属火山活動研究センター
京都大学大学院理学研究科附属地球熱学研究施設火山研究センター
高知大学理工学部附属高知地震観測所
九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センター
鹿児島大学大学院理工学研究科附属南西島弧地震火山観測所

別表 2

大 学 部 局 等
秋田大学大学院工学資源学研究科
新潟大学災害・復興科学研究所
東京大学大学院理学系研究科
東京大学史料編纂所
東京大学大気海洋研究所
鳥取大学大学院工学研究科
東海大学海洋研究所地震予知・火山津波研究部門
立命館大学総合科学技術研究機構
独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所
京都大学防災研究所

別表 3

行政機関、国立研究開発法人等
情報通信研究機構
防災科学技術研究所
海洋研究開発機構
産業技術総合研究所地質調査総合センター
国土地理院
気象庁
海上保安庁海洋情報部
北海道立総合研究機構 環境・地質研究本部 地質研究所
山梨県富士山科学研究所

地震・火山噴火予知研究協議会内規（地震分科会）

廃止する

平成18年6月28日制定

平成21年4月18日改定

平成26年9月18日改定

平成28年4月28日改定

（趣旨）

第1条 この内規は、東京大学地震研究所地震・火山噴火予知研究協議会（以下、「協議会」という。）規則第8条の規定に基づき、協議会地震分科会（以下「地震分科会」という。）の組織と運営について定めるものとする。

（目的）

第2条 地震分科会は、協議会における地震観測研究固有の事項を扱い、協議会の効率的運営を図り、もって地震研究の推進を図ることを目的とする。

（任務）

第3条 地震分科会は、前条に定める目的を達成するため、次の各号を実行する。

- (1) 協議会から諮問を受けた地震観測研究固有の事項について協議する。
- (2) その他、地震研究の推進に関わる事項について協議する。

（組織）

第4条 地震分科会は協議会の決定した委員をもって組織する。

2 必要に応じてオブザーバの参加を認める。

（主査）

第5条 地震分科会の主査は協議会が決定する。

（会議）

第6条 地震分科会は必要に応じ主査が招集する。

2 地震分科会は委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことが出来ない。

（庶務）

第7条 地震分科会の事務は、東京大学地震研究所事務部にて処理する。

（改廃）

第8条 この内規の改廃は、協議会の議を経て行う。

附則

この内規は、平成18年6月28日から施行する。

附則

この内規は、平成21年4月18日から施行する。

附則

この内規は、平成26年9月18日から施行する。

附則

この内規は、平成28年4月28日から施行する。

地震・火山噴火予知研究協議会内規（火山分科会）

平成18年6月28日制定

平成21年4月18日制定

平成26年9月18日制定

平成28年4月28日制定

廃止する

（趣旨）

第1条 この内規は、東京大学地震研究所地震・火山噴火予知研究協議会（以下、「協議会」という。）規則第8条の規定に基づき、協議会火山分科会（以下「火山分科会」という。）の組織と運営について定めるものとする。

（目的）

第2条 火山分科会は、協議会における火山噴火観測研究固有の事項を扱い、協議会の効率的運営を図り、もって火山噴火研究の推進を図ることを目的とする。

（任務）

第3条 火山分科会は、前条に定める目的を達成するため、次の各号を実行する。

- (1) 協議会から諮問された火山噴火観測研究固有の事項について協議する。
- (2) その他、火山噴火研究の推進に関わる事項について協議する。

（組織）

第4条 火山分科会は協議会の決定した委員をもって組織する。

2 必要に応じてオブザーバの参加を認める。

（主査）

第5条 火山分科会の主査は協議会が決定する。

（会議）

第6条 火山分科会は必要に応じ主査が招集する。

2 火山分科会は委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことが出来ない。

（庶務）

第7条 火山分科会の事務は、東京大学地震研究所事務部にて処理する。

（改廃）

第8条 この内規の改廃は、協議会の議を経て行う。

附則

この内規は、平成18年6月28日から施行する。

附則

この内規は、平成21年4月18日から施行する。

附則

この内規は、平成26年9月18日から施行する。

附則

この内規は、平成28年4月28日から施行する。

地震・火山噴火予知研究協議会内規（企画部）

平成18年6月28日制定
平成21年4月18日改定
平成26年5月15日改定
平成26年9月18日改定
平成28年4月28日改定
平成29年4月〇〇日改定

（趣旨）

第1条 この内規は、東京大学地震研究所地震・火山噴火予知研究協議会（以下、「協議会」という。）規則第9条第3項の規定に基づき、協議会企画部（以下「企画部」という。）の組織と運営について定める。

（目的）

第2条 企画部は、科学技術・学術審議会（測地学分科会）による建議等（以下「建議等」という。）に基づく地震・火山噴火観測研究の全体計画を協議会に提案し、計画の進捗状況の常時把握に基づき研究課題間の調整を行い、もって地震・火山噴火研究の推進を図ることを目的とする。

（組織及び任務）

第3条 前条に定める目的を達成するため、企画部に推進室と戦略室を設置し、それぞれ以下の任務を担う。

- 2 推進室は、協議会の円滑な運営のため常時活動し、大学等の予算要求を取りまとめるほか、次の各号を実行する。
 - (1) 協議会規則第 13条に定める予算委員会の委員長および委員の候補者を協議会に提案する。
 - (2) 大地震発生時及び火山噴火時の緊急対応を行う。
 - (3) 大学の補正予算等の緊急予算を予算委員会の委員長と協議し、とりまとめる。
- 3 戦略室は、観測研究計画全体を調和的に推進するために、計画推進部会の活動状況を把握し、必要に応じて助言を与えるほか、次の各号を実行する。
 - (4) ワークショップ等公開討論会を開催し、また、企画部と計画推進部会長から成る企画部拡大会議を開催する。
 - (5) 毎年度の研究成果の取りまとめ案を作成する。
 - (6) 計画推進部会の構成とその部会長および構成員の候補者を協議会に提案する。
 - (7) 大学等の予算配分方針を予算委員会に提案する。
 - (8) 特定の研究対象に関する研究課題間の連絡調整を緊密にするために、総合研究グループを設置することができる。

（構成）

第4条 企画部は次の構成員から成る。

- (1) 企画部に企画部長と副部長を置く。部長及び副部長は東京大学地震研究所専任教員（教授または准教授）から協議会が指名する。部長及び副部長は推進室と戦略室に属す

る。

(2) 推進室の構成員として、東京大学地震研究所専任教員若干名（うち1名は流動的教員）、東京大学地震研究所客員教員（教授または准教授）2名以上、企画部長が推薦する東京大学地震研究所構成員若干名。

(3) 戦略室の構成員として、大学等の推薦する研究者10名以内の候補者と、協議会規則別表3に示す行政機関、国立研究開発法人等の推薦を受けた者各1名以内、東京大学地震研究所と京都大学防災研究所の拠点間連携共同研究委員会の推薦を受けた者1名。

- 2 大学等の推薦する10名以内の戦略室員候補者は選考委員会により選出する。選考委員会の構成と選考手順については、別に定める。
- 3 推進室に推進室長を置く。推進室長は企画部長が兼務する。
- 4 戦略室に戦略室長を置く。戦略室長は室員の互選により決める。ただし、企画部長及び副部長は戦略室長とはならない。
- 5 構成員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 6 構成員は協議会が決定する。

(企画部の役割)

第5条 企画部長は企画部の所掌を総括する。

2 副部長は部長を補佐する。

~~3 企画部長及び副部長は地震または火山分野を分掌する。~~

~~4.3~~ 企画部長及び副部長は協議会に出席し、建議等に基づく地震・火山噴火観測研究の全体計画を提案する。

~~5.4~~ 推進室長と戦略室長は、それぞれ推進室と戦略室の所掌を総括する。

~~6.5~~ 戦略室の構成員から、以下の担当を選出し、成果を取りまとめる。

- (1) 地震・火山現象の解明
- (2) 地震・火山噴火の予測
- (3) 地震・火山噴火の災害誘因予測
- (4) 研究を推進するための体制

~~9.6~~ 推進室及び戦略室の構成員から、計画推進部会と総合研究グループの担当を選出し、計画推進部会と総合研究グループの活動状況の把握に努める。

(庶務)

第6条 企画部の事務は、地震研究所地震火山噴火予知研究推進センターにおいて処理する。

(改廃)

第7条 この内規の改廃は、協議会の議を経て行う。

附則

この内規は、平成18年6月28日から施行する。

附則

この内規は、平成21年4月18日から施行する。

附則

この内規は、平成26年5月15日から施行する。

附則

この内規は、平成26年9月18日から施行する。

附則

この内規は、平成28年4月28日から施行する。

附則

この規則は、平成29年4月〇〇日から施行する。

地震・火山噴火予知研究協議会内規（企画部戦略室員選考委員会）

平成26年5月15日制定

平成28年4月28日改定

（趣旨）

第1条 この内規は、東京大学地震研究所地震・火山噴火予知研究協議会（以下、「協議会」という。）内規（企画部）第4条第2項の規定に基づき、協議会企画部戦略室（以下「戦略室」という。）構成員候補者の選考について定める。

（選考委員会）

第2条 選考委員会は、協議会議長が指名する2名と協議会1号委員と2号委員の中から選ばれた2名の計4名で構成し、選考委員長は協議会議長が指名する。

2 協議会1号委員と2号委員から選ばれる選考委員は、協議会全構成員による単記無記名による投票で選出する。得票数上位の2名を委員とするが、得票数が同数の場合は議長により決定する。

（任務）

第3条 選考委員会は、大学等の戦略室員候補者を選考し、協議会に推薦する。

（改廃）

第4条 この内規の改廃は、協議会の議を経て行う。

附則

この内規は、平成26年5月15日から施行する。

附則

この内規は、平成28年4月28日から施行する。

地震・火山噴火予知研究協議会内規（計画推進部会）

平成18年6月28日制定

平成19年4月17日改定

平成21年4月18日改定

平成26年5月15日改定

平成26年9月18日改定

平成28年4月28日改定

平成29年4月〇〇日改定

（趣旨）

第1条 この内規は、東京大学地震研究所地震・火山噴火予知研究協議会（以下、「協議会」という。）規則第~~10~~9条第3項の規定に基づき、協議会計画推進部会（以下「計画推進部会」という。）の組織と運営について定める。

（目的）

第2条 計画推進部会は、科学技術・学術審議会（測地学分科会）建議等に基づく地震・火山噴火観測研究計画を、広範な研究者の参加の下に、円滑に推進することを目的とする。

（任務）

第3条 計画推進部会は、前条に定める目的を達成するため、次の各号を実行する。

- (1) 観測研究計画を企画部に提案する。
- (2) 観測研究計画の推進及び計画実施にあたる。
- (3) 計画の実施状況及び成果を企画部に報告する。

（組織）

第4条 次の計画推進部会を置く。

- (1) 「海溝型地震」計画推進部会
- (2) 「内陸地震」計画推進部会
- (3) 「火山」計画推進部会
- (4) 「地震先行現象・地震活動評価」計画推進部会
- (5) 「地震動・津波等の事前予測・即時予測」計画推進部会
- (6) 「地震・火山災害」計画推進部会
- (7) 「史料・考古」計画推進部会
- (8) 「データベース・データ流通」計画推進部会
- (9) その他協議会で決定された計画推進部会

（構成員と任期）

第5条 前条で定めた計画推進部会に部会長と副部会長を置く。

2 計画推進部会は大学等の研究者及び行政機関、国立研究開発法人等の研究者等の部会員から構成される。

3. 部会長、副部会長及び部会員の任期は1年とし、再任は妨げない。

(構成、部会長、部会長、部会員の決定)

第6条 計画推進部会の部会長、副部会長及び部会員は、企画部の提案に基づき、協議会で定める。

(庶務)

第7条 計画推進部会の事務は、地震研究所地震火山噴火予知研究推進センターにおいて処理する。

(改廃)

第8条 この内規の改廃は、協議会の議を経て行う。

附則

この内規は、平成18年6月28日から施行する。

附則

この内規は、平成19年4月17日から施行する。

附則

この内規は、平成21年4月18日から施行する。

附則

この内規は、平成26年5月15日から施行する。

附則

この内規は、平成26年9月18日から施行する。

附則

この内規は、平成28年4月28日から施行する。

附則

この内規は、平成29年4月〇〇日から施行する。

地震・火山噴火予知研究協議会内規（外部評価委員会）

平成18年6月28日制定

平成21年4月18日改定

平成26年5月15日改定

平成28年4月28日改定

平成29年4月〇〇日改定

（設置）

第1条 この内規は、東京大学地震研究所地震・火山噴火予知研究協議会（以下「協議会」という。）規則第1-0条第2項の規定に基づき、協議会外部評価委員会（以下「委員会」という。）の組織と運営について定める。

（目的）

第2条 委員会は、協議会の活動がその目的に沿って適切に実行されているかどうかについての評価を行う。

（組織）

第3条 委員会は、学識経験者若干名の委員をもって構成する。

2 委員は、協議会の推薦に基づき地震研究所長が委嘱する。

（委員長）

第4条 委員会に、委員長を置く。委員長は協議会の推薦に基づき地震研究所長が委嘱する。

2 委員長は、各委員の評価をとりまとめ協議会議長に報告する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員長代理がその職務を行う。

（任期）

第5条 委員会は外部評価報告書を協議会議長へ提出することをもって解散する。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、地震研究所事務部が行う。

（改廃）

第7条 この内規の改廃は、協議会の議を経て行う。

附則

この内規は、平成18年6月28日から施行する。

附則

この内規は、平成21年4月18日から施行する。

附則

この内規は、平成26年5月15日から施行する。

附則

この内規は、平成28年4月28日から施行する。

附則

この内規は、平成29年4月〇〇日から施行する。

地震・火山噴火予知研究協議会内規（予算委員会）

平成21年4月18日制定

平成26年5月15日改正

平成28年4月28日改正

平成29年4月〇〇日改定

（趣旨）

第1条 この内規は、東京大学地震研究所地震・火山噴火予知研究協議会（以下、「協議会」という。）規則第1-2条第3項の規定に基づき、協議会予算委員会（以下「予算委員会」という。）の組織と運営について定める。

（目的）

第2条 予算委員会は、大学等の地震・火山噴火研究の予算の原案を協議会に提案し、科学技術・学術審議会（測地学分科会）による建議等（以下「建議等」という。）に基づく地震・火山噴火研究計画を推進することを目的とする。

（任務）

第3条 予算委員会は、前条に定める目的を達成するため、次の各号を実行する。

- (1) 建議等に基づく地震・火山噴火研究の研究予算案を策定し、協議会に提案する。
- (2) その他、協議会から諮問を受けた地震・火山噴火研究の研究予算に関する案件について協議し、協議会に答申する。

（組織）

第4条 予算委員会は、以下の委員から構成する。委員長及び委員は協議会が決定する。

- (1) 予算委員長
- (2) 協議会規則第9-8条に定める協議会企画部の部長、副部長、及び戦略室長
- (3) 協議会規則第10-9条に定める協議会計画推進部会の部会長または部会長が指名する大学等の研究者
- (4) 協議会規則の別表1及び別表2に掲げられた機関から推薦を受けた者

（会議）

第5条 予算委員会は必要に応じ委員長が招集する。

2 予算委員会は委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことが出来ない。

（庶務）

第6条 予算委員会の事務は、地震研究所地震火山噴火予知研究推進センターにて処理する。

（改廃）

第7条 この内規の改廃は、協議会の議を経て行う。

附則

この内規は、平成21年4月18日から施行する。

附則

この内規は、平成26年5月15日から施行する。

附則

この内規は、平成28年4月28日から施行する。

附則

この内規は、平成29年4月〇〇日から施行する。